

子ども・子育て支援事業について

筑西市の教育・保育施設では、下記の子ども・子育て支援事業を実施しています。実施施設については、裏面の「筑西市内の施設概要」や二次元バーコードから筑西市のホームページをご覧ください。利用申請は各施設で行っておりますので、詳細については利用を希望する施設にお問い合わせください。※対象施設や費用は変更になる可能性があります。詳細はホームページ等でご確認ください。

○一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に入所している1号認定のお子さんを、教育時間を超えてお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請が必要です。教育時間は各施設によって異なります。

費用：1時間100円 ※給食・おやつ代は実費徴収

○延長保育事業

保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所に入所している2号認定・3号認定のお子さんを、保育時間（保育標準時間認定の場合11時間、保育短時間認定の場合8時間）を超えてお預かりします。

利用する場合は事前に施設へ申請が必要です。

費用：1時間200円 ※おやつ代は実費徴収

○こども誰でも通園制度事業（乳児等通園支援事業）

普段、保育所等に通っていないお子さんを月10時間を限度に保育所等でお預りをして、集団生活を通じてお子さんの成長を促す制度です。

つうえんポータル（こども誰でも通園制度総合支援システム）より、利用申請・登録・予約が必要です。

費用：1時間300円 ※給食・おやつ代は実費徴収



ホームページはこちら

○一時預かり事業（一般型）

市内に在住し、主に保育施設等に入所していない小学校就学前のお子さんを、保護者が疾病、災害、事故、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で保育できない場合に、一時的（原則週3日以内）にお預かりします。利用する場合は、事前に施設へ申請が必要です。

休業日は、日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日です。

ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：1時間200円 ※給食・おやつ代は実費徴収



ホームページはこちら

○病児保育事業（病後児対応型）

市内に在住し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所又は小学校に通っている児童が、病気の回復期で、家庭での保育ができない場合に、一時的にお預かりします。利用する場合は事前に施設へ申請と、市内の病院で診療情報提供書（500円）を書いてもらう必要があります。

休業日は、日曜日、国民の祝日、12月29日～翌年1月3日です。

ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：2・3号認定を受けて認可保育施設に入所している児童 無料

その他の児童 5時間以下1,000円、5時間を超える2,000円



ホームページはこちら

○休日開所

保護者の就労等により、休日に保育ができない場合に、お預かりします。利用する場合は事前に申請が必要です。また、「休日保育代替休日取得状況表」の提出をお願いします。

休業日は、12月29日～翌年1月3日です。ただし、施設の都合により実施できない場合もあります。

費用：2・3号認定を受けて認可保育施設に入所している児童 無料